教職人第１３６２号

令和３年４月２８日

府立学校　校長・准校長 様

教育振興室長

教職員室長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、府として一丸となって感染拡大防止のための取組みを行っており、府民・事業者に対して協力をお願いしている中、職員による多人数での会食が明らかになりました。

　ついては、これまでも令和３年４月12日付け教職人第1169号の依頼のほか、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしているところですが、改めて所属教職員への周知をお願いします。

記

１　緊急事態措置期間（４月25日～５月11日）における集中的取組み

・不要不急の外出は自粛すること。

・不要不急の都道府県間移動は自粛すること。

・やむを得ず外食する場合でも、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

・路上、公園等における集団での飲酒をしないこと。

・少しでも症状がある場合、出勤せず直ちにかかりつけ医や保健所で検査について相談する。

２　いわゆるゴールデンウイーク期間における学校での活動

緊急事態宣言下における部活動については、令和３年４月23日付け教高第1373号通知のとおり原則休止としており、十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等への参加に向けて、学校が必要と判断した場合は、活動を行うことは可能としているところ。

いわゆるゴールデンウイーク期間中についても同様であり、上記の例外的な場合を除き、部活動を行うことのないよう、改めて指導を徹底するとともに、公式戦会場等への移動時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底すること。

また、新型コロナウイルス感染症が児童生徒等においても感染している状況や人出の抑制が求められていること等を踏まえ、部活動を含め、ゴールデンウイーク期間中における学校での活動については、真に必要なものに留めるよう徹底すること。

３　その他

別紙参照「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和３年４月12日付け教職人第1169号の依頼の別紙２）

２－９